

相模原市市税条例の一部を改正する条例について
相模原市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市市税条例の一部を改正する条例
相模原市市税条例(平成 1 6 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。
附則第 4 条の 3 の見出し中「耐震基準適合住宅」を「耐震基準適合住宅等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 法附則第 1 5 条の 1 0 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、規則で定める申告書に総理府令附則第 7 条第 1 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 1 2 3 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の際提出された報告書の写し及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第 1 2 条第 2 4 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
(固定資産税に関する経過措置)
- 2 改正後の附則第 4 条の 3 第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に耐震改修が行われた同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成 2 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

提案の理由

地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)の改正に伴い、建築物の耐震改修の促進

に関する法律(平成7年法律第123号)に規定する要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物に該当する家屋のうち耐震改修が行われたものに対して課する固定資産税の減額に係る申告の規定の追加をいたしたく提案するものである。

議案第 4 5 号関係資料

相模原市市税条例の改正の概要

1 改正の内容

要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物に該当する家屋のうち耐震改修が行われたものに対して課する固定資産税の減額に係る申告の規定の追加(附則第 4 条の 3 関係)

建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 1 2 3 号)に規定する要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物に該当する家屋のうち、平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの間に政府の補助を受けて耐震改修が行われたもので耐震基準に適合することにつき証明がされたもの(以下「耐震基準適合家屋」という。)に対して課する固定資産税について、当該耐震改修が完了した日から 3 月以内に、条例で定めるところにより市長に申告書を提出した場合に、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年度から 2 年度分の固定資産税に限り、当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額の 2 分の 1 に相当する額(当該耐震改修に要した費用の額の 1 0 0 分の 2 . 5 に相当する額を限度とする。)を減額することとされたことに伴い、当該申告の規定を追加するもの

2 施行期日

平成 2 6 年 4 月 1 日

要安全確認計画記載建築物

大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物であって、既存耐震不適格建築物であるものとして都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物及び建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する既存耐震不適格建築物をいう。

要緊急安全確認大規模建築物

病院、劇場その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物、小学

校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物等であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものをいう。